

介護職員等の処遇改善の取り組み

当法人では介護職員処遇改善加算に加え、令和1年10月から介護職員等特定処遇改善加算の算定を開始しました。

加算の算定に伴い介護職員等の賃金改善を行うとともに、職場環境の改善についても取り組んでおります。

介護処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の算定状況

介護事業所

事業所名称	サービス名	介護職員 処遇改善加算	介護職員等 特定処遇改善加算
特別養護老人ホームみろく苑	介護老人福祉施設	I	I
特別養護老人ホームみろく苑	地域密着型介護老人福祉施設	I	I
特別養護老人ホームみろく苑	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	I	II
吉賀町特別養護老人ホームとびのこ苑	介護老人福祉施設	I	I
吉賀町特別養護老人ホームとびのこ苑	地域密着型介護老人福祉施設	I	I
指定短期入所生活介護事業所とびのこ苑	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	I	I
グループホームあさくら	認知症対応型共同生活介護	I	I
グループホームあさくら	認知症対応型通所介護	I	I
六日市デイサービスセンター	通所介護	I	I
六日市デイサービスセンター	総合事業通所サービス	I	I
七日市デイサービスセンター	地域密着型通所介護	I	I
七日市デイサービスセンター	総合事業通所サービス	I	I
柿木デイサービスセンター	通所介護	I	II

柿木デイサービスセンター	総合事業通所サービス	I	II
吉賀町ホームヘルパーステーション		I	I
吉賀町ホームヘルパーステーション	総合事業訪問サービス	I	I

障害福祉サービス事業所

事業所名称	サービス名	介護職員 処遇改善加算	福祉・介護職員等 特定処遇改善加算
障がい者就労継続支援事業所アスノワ	就労継続支援 B 型	I	II
吉賀町ホームヘルパーステーション	居宅介護・行動援護・同行援護	I	I

介護職員等特定処遇改善加算の配分について

介護職員等特定処遇改善加算の報酬をもとに、以下の基準に従い賃金改善を行っています。

支給対象	支給金額
経験年数が 10 年以上の介護福祉士	月額平均 13,000 円
上記以外の介護職員	月額平均 6,000 円
介護職以外の職員	月額平均 3,000 円

支給金額は常勤の場合の金額であり、非常勤の場合は勤務時間に応じて変わります。この他、一時金として臨時支給を行うこともあります。

職場環境の改善について

当法人では賃金以外の処遇改善の具体的な取り組みとして、以下のことを実施しています。

○ 資質の向上
働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援
喀痰吸引、認知症ケア研修の受講支援
サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
○ 労働環境・処遇の改善
雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
I C T 活用による業務省力化

(タブレット端末を活用し介護職員の事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供)

介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のためのリフト等の介護機器等導入

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化

○ その他

障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮

非正規職員から正規職員への転換